

手当を加えまして、国家公務員に準じて地方公務員にもこの通勤手当を支給し得る道を開いたわけでござります。

のは昭和二十七年の十二月でございま
す。その後、一般論につきまして二回
給与改定がございました。その間、一

と申しますか、そうした面から新たに基準を考えまして、官職の配分を若干変更いたしております。

件、額、支給の方法その他につきましては、先ほど御説明がありましたが一般職の例にならうことを規定したもので

改正に伴いまして、関係規定の整備を行なつたものでございます。
以上でございます。

第三項、最後の項は国家公務員災害補償法の一部改正でございますが、災害補償の算定の基礎となる平均給与額を改めようとするものでござります。

般職の最高の事務次官クラスで一五%の俸給の引き上げに相なつておりますので、これと均衡をとりまして、政務次官の俸給月額も一五%増の九万円ということにさしていただいたわけでございます。政務次官より上位の官階の

それから、改正の第三点は、従来委員会、審議会、審査会等の委員長、委員等、これはほかの職務を持っておられる方が多く、ほかの方からの収入をもらつておられる方も多かつたのであります。そういう方につきましては、

十六条の第三項の改正規定は、航空手当等の額の俸給に対する割合の最高限度を改めることを規定したものでございます。航空手当等は、期末勵勉手当等の基準と差來なつておりましたのでござります。

○委員長(藤田進君) それでは、次に、恩給法等の一部を改正する法律案及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を一括

が、なお、この改正法の実施に要します
す経費は、一般会計として約十八億、
この中には義務教育職員の半額国庫負担
額分五億六千万円を含んでおるわけで
あります。そのほかに特別会計とし
て八億六千八百万程度、合計しまして、國
の経費いたしましては二十六億六千
万円程度でございます。さらに、この
ほかに地方公務員関係で二十五億六千
万円ほどを要するわけでございまして、
この関係におきましては、合計いたし
まして、国地方を通じて五十二億円程
度の経費を要するということになるわ
けでございます。以上。

俸給月額につきましては、まず現行の八万二千円は二〇%増加いたしまして十万円、八万八千円の金額は二五%増加いたしまして十一万円、それから最高の総理大臣の十一万円の金額は三五%増の十五万円、それぞれ上下の格差をある程度広げる意味におきまして、引き上げ率を上の官職になるに従つて引き上げております。政務次官以下の官職につきましては、一般職の最高の俸給月額であります七万五千円、これを最底の月額に各種委員等に対する俸給月額に持つて參つております。以上が俸給月額の改定の内容であります。

今回の改正を機会といたしまして、他からの収入を主たる所得としておる方に対してもこの俸給月額を支給しないで、別途手当を支給する。そうしてその出席手数に応じた手当を支給するということにいたしまして、実情に即した給与の支給ができるように改めています。

以上が改正の主要点でございまして、これに伴いまして関係法律の改正ながて、この法案が衆議院で修正議決になつております。修正点を申し上げますと、本法案は「四月一日から施

な、先ころの給与改定の折に人事異動を行なった場合の給与上の不公平を除いて異動の円滑化をはかりまするため、期末勤勉手当の計算基礎からはずし、当該期末勤勉手当の相当分だけを航空手当等を増額したのであります。が、昨年末に期末手当がふえましたので、これに対応するところの技術的な改正を行うものでございます。

二十七条の改正規定は、公務災害者に対する補償金額の算定根拠となる平均給与額に関するものでありまして、新たに通勤手当をその基礎に加えまするとともに、航空手当等に含まれる期

○森賀長（藤田進君） 次に、特別職の報酬の合意（河野十郎、吉澤等）一部を改

連いたしまして、従来の官職の順序と
併せて、客側、各務令用類を受付

これが修正案では、「公布の日から施行
し、「四月一日から施行する。」と、

とを規定しておるものでござります。

○政府委員(岸本晋君) 特別職の職員の給与に関する法律等の一審を改正する法律案について説明を求めます。

申しますが、月外名休給月額を受ける官職の配分を若干変更いたしております。たとえば、人事官は従来三人と

し」一四月一日から適用する」ということに改められております。

付則の第一項の規定は、この法律の施行期日を規定いたしたもので、通勤手当にかかる改正規定は、一般職の職

の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の、内容を補足して説明いたします。

も国務大臣クラスの俸給月額であり、会計検査官も同様でございましたが、今回、職務の内容その他行政組織内の

○委員長(藤田進君) 次に、防衛庁職
を終ります。

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の施行期日と同様に、昭和三十三年四月一日とし、その他の規定は

今回の改正の要点は大体三つござります。第一点は俸給月額の改定でござります。この俸給月額の改定に当たりましては、まず政務次官の現行俸給月額の七万八千円を九万円に、約一五%引き上げることになつておるのであります。これは特別職の俸給月額がきまりました

秩序というものを考えてまして、人事院
給与裁は國務大臣級、会計検査院長も國
務大臣並みの俸給月額にいたします
が、その他の人事官、検査官は一段下
ということにいたしております。その他
他各種委員会の委員、あるいは法調局
長官、そのほか宮内庁の官職、これは
実情に即しまして、行政組織内の秩序

○政府委員(山本幸雄君) 改正案文について説明を求めます。
つきまして、以下、順を追つて御説明を申し上げます。

この法律の公布の日といたしました。なお、この改正のうち、前の方の一部改正法律案の方は「公布の日から施行」し、通勤手当にかかる改正部分につきましては「四月一日から適用する。」というふうに、昨日、衆議院で修正がありました。

問題について、今後とも十分の検討を加えて参るということは、決してこれをわざとさかにすべきものとは考えておりません。これは、總理もこの点について御答弁がありました。衆議院の内閣委員会における委員長の質問に対しまして、私は、総務長官から御答弁をいたしました趣旨も、ただいま申し上げましたものと同様であることを御了解

とがあつたのじゃないかと思ひますが、その点について大蔵大臣にただいまお聞きせんから、私から決定的の何ができるませんが、これは、この前のところでお尋ねになりまししたので大蔵大臣がお答えになりましたと、大かたにおいては私は合理的な解決を見ていいと思いますから、これ以上の点については、理論的とか、あるいはまた考

いう見解であるとすると、あなたたはその恩給法を担当しておられる。あなたの担当はなるほど恩給法。しかし、審議の過程で、恩給法を担当しているあなたたと大蔵大臣の答弁が食い違い、おまけに今読まれた速記録というのは中途半端な、あなたの方にとつて都合のいい部分だけを読んでおられる。しかも、あなたの答弁からいきますと、

は、私は初めから了承している。そこで政府は進むべきだという私の見解です。私の見解です。しかし、それなればそれで、なおさら、一体この政府の見解を述べられました統一見解なものが、果してその通り間違いなく生きていくのかどうか、間違いなく実施をされていくのかどうか、そういうものがやはり明確にならなければ困るしがちになります。

いう考え方をお持ちなのか。一体、この加算制度によって復活する人がた、いうのは幾らあり、そしてまた、これがたんに対して予算措置をとるとなれば、どの程度の予算というものが必要になつてくるのか。その辺の事情等よく分理解の上に、先ほどの御答弁があつたものと考えますが、この点、一長官から伺つておきたいと思います。

○千葉信君 私は、その統一見解を了
解いたします。しかし、そうなります
と、これは確認ですが、今まで参議院
の本会議において、恩給法が提案され
ましたときに、政府の方から大蔵大臣
が、軍人恩給の改定等の問題について
は今回限りであるという答弁が行われ
ております。それから、この前のとき
の法案を審議しました当委員会におき
まして、大蔵大臣から同様の趣旨が述べ
られておりまして、具体的にいいま

え方としては何とかするべき点が
あつても、実際上、財政的見地から困
難であろう、かように考えておりま
す。」と言つておられるようあります
。従いまして、私ども、今後先ほど
の点について検討いたしまして、もち
ろん財政上の問題は大蔵大臣と相談を
する必要がありますので、大蔵大臣と
いたしましても、この手直しを全部
う全然認めないとお考へではない
というようすに、私は了解をしており
ます。

○政府委員(今松治郎君) 大蔵大臣との了解を述べるに当つての大蔵大臣の態度といふものは別にされて、恩給法を改訂する場合、財源の措置が非常に問題でござります。従つて、その意見といふものはかなり問題の動向に影響をもたらします。その人がどういう見解なのか、ここではつきり説明できぬといふことは、これは大蔵大臣をここに呼んではつきりとしないと、これ以上進みません。いかがですか。

○政府委員今松治郎君) 総理大臣が、先ほど申し上げましたような、決してこれをおろそかにしているのじゃない、こういうことを言っておられるのでありますから、私は、将来の問題はこれをお信頼したいと、こう思ふます。

○政府答覆(今松治郎君)この加算問題題につきましては、今回この是正の提案を検討いたします際に、非常に問題となりました。大体まだ未裁定の方がそういうような地位におる方が七十九から七十五万人あると推定されております。そうして、この方に、従来敗訴前に裁定をしておりますような方と同じ恩給を出すといたしますというところ一ヶ月時において約百億の金が要るわけであります。従いまして、今回の因縁は、給是正につきましては、この加算問題

すと、軍人恩給の改定等の問題については、政府としては今後国民年金制度を確立するため、早急にその努力をするつもりだから、従つて、国民年金制度の一環としてこれを解決するつもりで、だから、軍人恩給の改定等の問題は、政府としてはもう考えておらぬという答弁がありました。これで政府の統一見解が必要となつたわけです。

そういうことになりますと、大蔵大臣もしばしば本会議あるいは内閣委員会で行なつた答弁は、今回それは全部抹殺されたものと了解して差しつかえありませんか。いかがですか。

○政府委員(今松治郎君) お答えをいたします。私、大蔵大臣が大蔵大臣のこととも、自分の考え方としてはそういうこ

○千葉信君　あなたの今読み上げられた速記というのは、あなたの方にとつてまことに都合のいい分だけを読み上げられた。全文を読みなれば、大蔵大臣がここで答弁されたもの全文を、読むならば読まなければ、答えにはなりません。なるほど大蔵大臣は、あなたが言われたようなことを言われました。と同時に、私が申し上げておるよう、最後の結論としては、この恩給制度あるいは軍人恩給の制度は、近い将来――これは具体的には、一年といふ質疑応答の中で数字も出ました。近い将来国民年金制度に移行するものとして、今回の問題等については解決をはかるという方針でいくつもりだ。ところで、大蔵大臣は財政を担当し、国の予算を編成する。その方がそ

が政府の統一見解として申し述べました点は、こういうようなことで将来この恩給問題は政府としては進んで参りたい、こういうことで御了承願いたいと思います。

○千葉信君 ですから、それは私は冒頭に、統一見解として了解いたします。ということを申し上げました。しかし、私は重ねて質問しなければならぬのは、その統一見解が実施をされるという前提として、そういう問題に非常に直接の関係を持つてゐる、たとえば大蔵大臣ならば大蔵大臣の見解というものが、私は今後の動向に影響を持たざるを得ないから、従つて、そういう点はどうしても、重視をしなきゃならない。あなたのおっしゃる統一見解については、これは了承願いたいというの

○田畠金光君 それで、長官にお尋ねいたしますが、ただいまの統一解説をまず認めたという前提に立って質問いたすわけであります。そういうたまは、ますと、まず私は、いろいろあげらえた項目のうち、この旧軍人等恩給失実者に対する加算制度の実施の問題についてお伺いしたいと思うのですが、これは今回の恩給是正措置に関する取扱い残された問題では非常に大きな一つの問題であるし、この問題は恩給調査会等でもいろいろな角度から議論をしておわけですけれども、問題が非常に広範囲にわたつておるわけで、先ほどの答弁によりますと、なお問題点は、そもそもにすることなく善処していく、いう政府の方針であるようですが、この点については、政府はどう

は取り上げないと、こういうことに政府としてはきめたわけでございます。
まだ、この問題を将来どういう工夫で解決して参るか、こういう点につきましては、十分検討をいたしませんと、ただいまここでお答えができるないのであります。あるいは何らか一時金を出して処置をつける方法はないものか、という議論も出ました。また、まあさしあたり、この方々は、若年停止になる方々でござりますから、ここ四年間の三百億の恩給で財政上は今手いっぱいありますので、将来財政のゆとりができた場合にあらためて検討して、おそらくはないんじゃないかも、いうような理由もございまして、今度はまあ見送った、こういうようなことになっております。

○田畠金光君 今の御答弁によりますと、ピーク時に百億前後というお話をありまするが、これはピーク時にはその額ではとどまらぬと見るわけで、これは恩給局長から御答弁願いたいと思うのですが、七十五万に上って、ピーク時には百十六億前後に上るだらうと思うのですが、さらに、今回の恩給増額措置によつて、この総額等についてはさらには上回つていくものだと、こう考えるわけで、一体どの程度に上るのか。

さらに、私は長官にお尋ねいたしますが、今のお話を聞いておりますと、結局、これは政府をいたしましては、一時金でできれば処理したいといふ氣持もあるが、とにかく、この問題については何らかの解決をはからうと、こういう決意であるのかどうか。この点は、お話をのように、確かに今は若年停止であり、ほとんど、七十五万中六十五万は、四十五才未満の普通恩給全額停止年令以下でありますけれども、やがてこれは恩給支給年に入つてくるわけで、そういうような将来の、現在すでに三百億に昭和三十六年にはなるだろうということです、いろいろ国民世論の批判を受けておりますが、政府はやはり、財政が許すならば将来この問題は解決するものだと、こういうかたい御方針であるのかどうか、この点を明確に一つしていただきたいと思うのです。

わゆる不均衡の是正ということの点から申しますというと、お説のように、この問題は非常に不均衡の是正の大なものであると私どもは考えております。しかし、現在のこところ、これをどういう工合にして解決するか、こううべき点につきましては、現在いたしましては、政府に成案がないわけではありませんが、私いたしましては、これはある時期において、財政のゆとりでできたような場合、その他いろいろな点から考慮をいたしまして、解決すべく問題の最も重要なものの一つであると考えております。

こういう御方針のようでありまして、今まで、先ほど米千葉委員からも指摘されましたが、岸総理や一萬田大蔵大臣の、本会議、委員会等における答弁、あるいは新聞を通じ、政府のこの恩給問題に対する処理の態度等から比較いたしますと、相当これは前進いたしております。そこで、岸総理の出席を求めて私は念を押しておるよう見受けたわけで、もう一度、今度、今度の見解が政府の見解で間違ないかどうか、この点はあらためてこれでは岸総理の出席を求めて私は念を押したいと思いまするが、もう一度、一つ長官の御答弁を願つておきます。

○政府委員(今松治郎君) 今の加算問題をどういう工合に政府として解決なくちやならぬかという問題については、政府としてのまだきまつた見解はないのでございますが、恩給を担当しております私といたしましては、何らかの形においてこれは解決すべきものである、こういうように考えていろいろ次第でございます。

○田畠金光君 これらの諸点は、先ほど申し上げたように、恩給調査会で論議をして、なお将来に問題を残した点でありますから、今後政府はどういう態度でこの問題を掘り下げていくことをする方針なのか、あるいはまた、同じじように調査会等でも設けてやるのか、あるいは政府の恩給局部内で検討して進めようとするのか、今後この問題をどういう工合に處理してやつていこうとする御方針ですか。

○政府委員(今松治郎君) ただいまのところ、まだどういう機関を作つてこれを検討するか、また恩給局部内でやりますか、その辺はきまつておりますが、今回の恩給是正によりまして、本省が、いろいろ政府の方で財政關係の

検討をいたしました結果、三百億といふものが今後四年間にぎりぎり一ぱいである。こういうことに今はなっておられますので、早急にこれが解決は、私はむずかしいのじやないかと思つております。しかし、検討をいたしましては、まだ恩給局の方でこれから十分に検討をして、一つの成案を得ていただきたいと思っております。

○千葉信吾　どうも長官、僕はあまり深追いしたくないと思つてさつきは打ち切つたけれども、あなたの答弁を開いてみると、どうしても聞かなければならぬ恰好になつてくるのです。あなたたは、恩給法の改正によつて向う何ヵ年間に何百億円かかる、これが政府としては財政負担の限度である、こういう御答弁です。そういうことになりましては、この委員会は統一見解で何とかおさめてもらつても、全然政府は実施する腹がなくて、そういう統一見解なるものを、ただ国会の質疑応答に備えるだけに持つてきましたということになりますよ。おまけに、大蔵大臣はさつき申し上げたような答弁をしておられる。向う何年間かは何百億円といふこれが限度だ、これでどうにもならぬのだ、あなたたもこう言つて答弁されておる。一方統一見解では、衆議院の内閣委員長に対して答弁したように、軍人恩給法の問題についてはこれを将来国民年金法の制度の移行の中で考える、そういう答弁を一方ではしておる。一体どっちがほんとうなんですか。検討するといふことは、單に調べるだけで、それに対応する実施をしないということか。初めから、そういうふうに腹をきめていることですか。どつちなんです。

申説明申し上げましたものもろの問題点につきましては、一応全部の検討をいたして、どれくらいの——あるいは費用の非常にかかるものもあるかもしません。あるいはまた、少額で済むものもあるかもしません。あるかもしません。そういうものもあるかもしません。まだ検討しておりませんので、いつからこれが実施できるかということは申し上げられないのですが、大筋といたしましては、先ほど申しましたように、今回三百億の是正が現在のところでは財政のせい一ぱいである、こういうことに政府はなつておる。また、今後の検討によりまして、比較的少額の費用で実施に移せるものがありますれば、私の考えとしては、できる限りのからやついくよりはかしきょうがないのじやないか、こういうようによく考えて、恩給局はもちらん、私といたしましても、誠意を持って検討していくきたい、こういうふうに考えておるわけであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

た統一見解のようすに、政府としてはこれに対しても検討を加え、その検討の結果に基いて措置をする——検討するという言葉は、これは当然その結論に基づいて何らかの措置を必要とするはすでにから、従つて、その検討の結果得た結論によつて、その措置は政府としては必ずする。必ずするということは、今は財源の問題云々で今回はこの程度にとめたけれども、そういう結論が出た場合には政府としてあくまでもそれを実施する方針だ。そしてその実施する方針は、国民年金制度にびしやつと持つていつて、そっちで總ぐるみで解決するといふことではなくて、その前に一応のこれに対する措置を行つうといふ方針であると、こう了解して差しつかえないかどうか、はつきりしてもらいたい。どうもあなたの答弁はあいまいだ。

○政府委員(今松治郎君) 千葉さんかは検討するということを非常に誠意を持つてやる。そうして、そこで成案を得ましたならば、これは政府としてこれを実行に移すということについて、むろん私どもとしては誠意を持って努力いたします。そういうことを申し上げたのでありますと、それ以上のことはちよつと、私をお責めになつても言いたいことがあります、御了承を願いたいと思います。

○千葉信君 そうしますと、ただいまの答弁からいいますと、恩給法を担当している総務長官としては、今お述べる少くとも早急にその検討だけはやらなければならぬことになるだろうと

思いますが、どう了解してよろしゅうござりますか。

○政府委員(今松治郎君) そうしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私はちょっと述べて、資料を要求します。それは、まことに失礼ですけれども、私個人としてあなたの方の発言を幾ら承わっておりまして、信頼性がなくなつちゃつた。おそらく今までの発言を幾ら承わっておりまして、今度総選挙があつて、内閣が新たに組閣されると、あるいはあなたは現職から去られるかもしれません。それから田畠委員から指摘されておりますように、衆議院の段階における答弁から、この前大蔵大臣に承わって、大蔵大臣の発言の一部を私はほめまでしておいたのですが、それがくるくる回って、千葉委員が聞いた場合、田畠委員が聞いた場合、あるいは私が聞いた場合、衆議院で聞いた場合、そのときと同時に、われわれの今の言動、政治というものは、将来においても国家立法院におりますが、われわれ現在においては国家、国民に対して責任を負わなければならぬ。幾ら選挙を前にいたしましても、こういう問題については確たるもののがなければならぬ。

それで、ただいま私もアンバランスのところを直すよう大臣に質疑応答したわけですが、そのアンバランスを直すといつても一元的なものではだめです。二元、三元の立場から、バランスをいうことを考え方全般、あなた方にない。政治をやる場合に、感情のみでやつてはならない。理論と計算尺をもつて、確たるものを持ってやらなければならぬ。

ればならぬ。そういう立場であなた方は委員会に臨まなければ、何の審議ができますか。全くこれは審議できない。それで、私の要求、お願ひすることは、いざれこの恩給法の審議をすると、他日総理は必ずお見えになる、田畠委員も要求されているから。そのときには、岸総理大臣の名前において文書ではっきりと出して下さい。それ次第によつては、他の委員並びに私から追及がありましょう。ともかく現在においても将来においても十分責任が持てるところのものを、明確に文書によつて、総理をして他日本委員会で答えるよう、あなたから取り計らつていただきたい。私は、おそらく隣りの恩給の大臣、長官の政治的発言は困つたものだ、われわれは一体どうしたらいいかという感じでおられると思う。私はあえてその感慨は聞きません。まことに不見識な答弁をなされておると思うんです。従つて、要求することは、先ほど申し上げましたように、田畠委員も出席を要求されておるわけですから、いずれおいでになるでしょうから、そのときにはっきりわかりますよう、最高責任者の岸総理大臣の名前において、文書によってお出し下さい。よろしいですね。

○田畠光金君 私は、これから具体的な問題について質問に入りたいと思いますが、午後の日程の関係もありますが、本日はこの程度で私の質問を終りますが、ただ、最後に特に私は今松長官にお願いしておきたいことは、先ほどの長官の発言は、今後のこの恩給問題に対し政府はどういう態度をとるのか、また、この恩給と国民の一番念願しておる国民年金制度の問題との関係において、政府の今後施策の発展はどう進むであろうかこれは当然、先ほどもありましたが、この選挙権等を通じて、国民の一番知りたい問題であるわけです。しかしながら、先ほど來の答弁を承わっておりますと、今までの岸総理の答えられたことと相当隔ってきておるようでありますので、私はやはりすみやかな機会に、岸総理並びに一萬田大蔵大臣、あるいはまた同時に、私は厚生大臣にも御出席を願つて、この根本的な問題についての政府の明確な見解を承わりたいと考えておりますので、一つそのような便宜をはかっていくべきないと、希望申し上げておきます。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけ下さい。

○委員長(藤田進君) 暫時休憩をいたします。

○委員長(藤田進君) 午後二時十八分開会

○委員長(藤田進君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

岸総理が御出席になられましたの

○千葉信君 きょうは一つ、最初に岸総理にお願いしておきたいことがあります。質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

今、日本の国民がひとしく持っている不安と危惧の念がどこにあるかという、当面問題になっております核兵器の持ち込みの問題、それからもう一つは、従来しばしば国会でも問題になつております海外派兵、海外出動という問題だらうと思います。

まず、核武装の問題について、当委員会における首相の御答弁等からいたしましても、日本の自衛隊は絶対核武装はしない、核兵器は持たない。私は、これは了承できます。特に、その首相が、たとえその核兵器を持たないために日本が戦争に敗れるようなことがあっても、自分は核兵器は持たぬという決意をしているという御答弁をいたしました。ですから、私はこの際は一応その問題は敬遠しまして、日本に来てゐるアメリカの軍隊が核兵器を日本に持ち込む場合、これに対してもは首相は、同様に、核兵器の持ち込みに對しては自分はあくまでも反対するということは、たとえばNATOをめぐる諸国がどう態度を、従来も表明されておられます。私は首相のその決意は了承いたしました。ただ、私の心配していることは、でもわかるように、大体、たとえばイギリスであるとか、フランスであるといふいろいろ新聞報道等を見ましても、だれもミサイルの訓練が要請される。

はもぢろんのこと、核武装の段階に至る至らないは別として、一たん事ある場合には、非常に危険な核兵器を使用することができる準備体制が今日現実化することについて反対するという意向は了承しますが、一体その問題についての問題となつております。私ども、首相が駐留軍が日本に核兵器を持ち込むことについて反対するという意向は了承しますが、その点を承わりたい。されば私は何にもならぬ。ですから今までとてこられたか。単にそういう意見の表明であり、信念だけであつては私は何にもならぬ。ですから今日までとてこられたか。単にそなつたか。まず、その点を承りたい。

○國務大臣(岸信介君) 核兵器の問題に関しては、しばしば私が私の所信を明らかにいたしまして、千葉委員もその点に關しましてはある点まで御了承いただいておる。今御質問の、核兵器の駐留軍によつての持ち込みに對して、私が拒否するということを声明しておるけれども、それだけでは足りないじゃないか。どういう具体的の措置をとつておるかという御質問と思ひます。

私が昨年アメリカに参りました際には、要するに、安保条約から生ずることのあらゆる問題を日本の最高レベルにおいて話し合つて、そうしてこれらが運営の万全を期し、なお、これが両国民の納得のいくように運営され、もしくは、将来修正の問題等があればそういうような方向において研究するという意味におきまして、あの委員会が設けられたのであります。その際に最近のアメリカのいろいろな戦略上あるいは戦術上の話もございましたし、われわれが核兵器の、核爆発の実験禁止の問題に触れて、原爆、水爆等に対する問題もございましたし、

する日本人の持つておる国民感情、及びこれに対する強い私どもが人道的な立場から考えておるということを、十分に当時申し述べて、従つて、この装の関係においても、われわれの考え方の方はその考え方立脚しているのだ。沖縄から出でているものでは全然ないのだ。これは保守党であるところの私が思ふ。あるいは宣伝したりするような、これを主張しているということは、全く日本国民の一致した要望であるというような事柄を、十分に当時話し合つておるのであります。

その後におきましても、私は、国會における論議を通じて、この問題に關する限りにおきましては、先ほどお話をありましたが、そつがあるかないかを知りませんが、私は最も明白に、常に私の所信を明らかにして、政府の名において明らかにしてきておる、といふことにおいて、今まで持ち込んだ形跡もございませんし、私は今日のところ、そういう危険を実は感じております。せん。われわれの意思を無視してこれを持ち込まれるということはない、といふ考え方には、十分にアメリカに徹底する上に、私は努力をいたしておるわけですが、ござります。

に具体的に突っ込んだ、向うの返事についての御答弁は今もなかった。國会においては、しばしば首相はそのことについて、何度も言明しておられる。私の聞いているのは、今までのことについての御答弁は今もなかった。國会においては、しばしば首相はそのことは、私も了解していますが、聞いているのは、もっと突っ込んだ、核兵器の持ち込みの問題についての話し合いで、それをしたときに、それじや持ち込まぬこと、ということをはっきりしたのか。したならば、その証拠になるものでも残っているのかどうか。もしくは、また、國会でいろいろ首相は言明されておられた安堵委員会等で、この問題を具体的に話し合いをされて、何らかの結論がはっきり出しているのかどうか。この点を、重ねて御答弁願いたい。

でございまして、これに対する対策として、よろしくお願い申し上げます。私の方じや持ち込まない。それについてのこういう文書なり、あるいは将来に対する保証ということにはなっておりません。しかし、私は、今申しましたような経過から見まして、決してアメリカが一方的にこれを持ち込むということはないということを断言することは、決して私の一人よがりでなく、十分に私は自信を持っておる、こういうことを申し上げておきます。

に、岸さんは、核兵器で日本が武装するくらいなら、日本がむしろ滅びた方がましだ、その場合でも日本に核兵器は持ち込まぬというその決意はあるほど了承するけれども、アメリカが一体それと同じ意向なのか。日本を共同防衛する場合に、侵略が起つた場合に、共同防衛の立場をとるアメリカが、日本を防衛するためにやっているというよりも、極論すれば、アメリカ自身の防衛の手段として日本を防衛しているアメリカです。その日本に侵略が起つて、岸さんの言うように、あるいは敗れるかもしれない、そういう段階でも、岸さんの言うように、確信を持つてアメリカは核兵器を持ち込まぬということが断言できますか。あなたの強い意見や意思表示だけでは、私は全然信用できない。その点、重ねて……。

ならば、それは意思に反するということがあることに至るかもしませんが、それが行われないという前提から申しますと、私がこれを認めないと、全くでも拒否するという強い決意をしておるわけありますから、国民の意思に反して行われることはない。アメリカといえども、日本国民の意思を無視してそういう防衛の実が完遂できないうことは、十分に了承をしておるのであります。

○千葉信君 私は、そういう首相のかたい信念、かたい意思表示、それでもいかぬ。それから、日本は核武装はない。従って、アメリカも核兵器を日本に持ってきてはならぬという、かりに決議が行われた場合、国論としてはつきりその意見が統一した場合で、も、アメリカが核兵器を持ってくると、いうこの権利を完全に放棄するだらうという見通しは立たぬという点に、私は問題があると思うのです。

たとえば、一番最初に申し上げましたように、今一番国民の持つてゐる不安、持つてゐる危惧の念の対象となつてゐる、核兵器を日本に持つてくるか持つてこないかという問題に問題、もう一つ海外派兵、海外出動といふものが、一たん侵略が行われた場合に、侵略という事実が起つた場合に、これを防衛するための手段として、行政協定第二十四条によつて日本とアメリカとの共同行動がとられる。その場合に、日本は憲法があるから、憲法第九条があるから、ここから外には出られませんといつて、日本の地域、海域以のところに出ていくことを、日本は一体拒否できるか。できません。たと

い日本に憲法第九条があつても、できません。どうしてかというと、アメリカは、そういう場合には、日本の軍隊をしょつびいていく権利を持つているのですから、国際司法裁判所の判例を見ましても、いかなる国といえども自分の国内法——憲法であろうと決議であろうと、どんな国内法であろうと、国際条約に対抗できない。——知らないという私語があるようですから、読み上げましようか。

常設国際司法裁判所の判決です。國家は、現行の国際法または条約によつて課せられた義務を回避する目的をもつて、他国に対するその憲法を援用し得ない。また、条約の締結したる国家相互の間において、国内法の規定は条約規定に優先し得ないというのが、一般に承認された国際法の原則である。』『こうなっているのです。これは少くとも、岸さんにとって、そこにおられる防衛庁長官としても、林法制局长官にしても、常識としてこんなことは知つてゐるはずなんです。

そういうことになると、岸さんはこの間、衆議院の内閣委員会の席上で、核兵器をアメリカが日本に持つてくる権利は条約上あるということを、はつきり認めておられる。そういうことになりますと、岸さんのかたい決意をほんとうに実行するために、そうして国民がほんとうにこれならば大丈夫だという見通しをはつきりと持つことがでくるためには、私はもっと具体的な措置がとられなければいかぬ。つまり、条約を改訂する行動を岸さんとしてはれなければならぬということになりますが、いかがですか。

条約と憲法、国内法との関係のお話がございましたが先ほどの御議論で、行政協定の二十四条においては、アメリカは必要があれば日本の自衛隊をしょっぱいて海外へ出て、やるということができるというふうなことを前提として、今ト暮委員がお話しになりますだけれども、私は、それに「そういう、二十四条の規定はそういうものじゃない」と思います。日本の憲法及び自衛隊法の、日本の持つておる自衛隊というものの本質から見まして、海外において戦闘行為をやるために海外へ出ていくということは、これは決して行政協定のアメリカが一方的に日本をそう引っぱっていくというようなことはあり得ないという解釈をとつておりますし、また、それが正しいと思います。

事情というものが、根本的に變つておるというような点から、これが再検討は改訂問題を、この前アメリカに行つたときには、私は一応私の意見として、また國民の要望として、アメリカ側に述べたのでありますけれども、まずそれに對しては、今委員会を作つてできるだけのことをやつて、また必要があるとするならば、どういう点をどういうふうにするかというようなことを、将来にわたつて、一つ話し合ひをしようじゃないかということで、ああいう委員会ができるべきさつから見ましても、今すぐそれぢや改正できるかというと、その段階ではまだないと。しかし、墨みを捨て、またその希望を捨て、その努力を、将来において私が捨てるものじやないということだけは、御承知おき願いたいと思います。

○千葉信君 その答弁がそつのない答弁。私は、そんなそつのない答弁ぢやなく、もつとまともに、正直に答えてもらいたい。たとえば、私の申し上げておる最も重大なポイントは、あなたのおっしゃる通り、なるほど日本の自衛隊は、日本の国内法に關する限りは、あなたのおっしゃる通り。そして日本の憲法に關する限りは、当然日本の地域、海域以外に出ていけない。しかしでよ、その自衛隊の任務が、この國際条約ではどうなつておるかといふと、第一条にはつきりあるように、日本を防衛するための手段として、アメリカの軍隊の行動する地域については、制限がありません。極東地域の平

和を守るためのアメリカの軍隊の行動です。そしてまた、同時に、日本の国を守るという第一条の行動範囲。ところが、行政協定の二十四条によりますと、その今申し上げた第一条の目的を達成するための共同措置がとられる。そして一方に、国内法は、いかなる国際法にも優先できないという、国際法の通念がある以上、岸さんのおっしゃるよう、日本の自衛隊は、日本の法律、憲法では、あなたのおっしゃる通りだけれども、この国際条約では、それ以上の義務が日本の自衛隊に課せられ、自衛隊の任務が出てくるのです。ですから、なるほど岸さんは、アメリカから帰られてから……。そこ、うるさく耳打ちしないで、岸さんによく聞いてもらいたい。こういう問題が、同時に、アメリカの軍隊が、日本に侵略のおそれのある場合――、侵略された場合は別です。侵略のおそれのある場合等については、アメリカの軍隊は独自の判断で行動できるということに心配があつて、それであなたは、昨年の秋に日米共同声明を出されて、アメリカの軍隊の行動を決するものは国連憲章第五十一条である、それによってやるのだと、こういうことに、あのときは、もう一歩進んだ行動をとられた、私は、これは了承します。

しかし、問題は、これよりももっと根本的な、国民が一番重大な関心を持つておるところの海外派兵ということを、日本がはつきり断わるために、あるいは核兵器の持ち込みが条約上可能だという、その可能な条約をはつきり直すという揃置をとることがどうしても私は先決条件だと思う。ところが、その問題について、あなたの

メリア軍隊の行動だけであって、この問題は二十四条には「これは含まない」ということは、私はまず明確にしておかなければなりません。(千葉信君)「そんなことがありまするのか、冗談じやない」と述べる。それから、今お話しの安保条約及び行政協定等の改訂の問題に關しましては、私は、昨年も申し上げましたように、また先ほども申し上げましたように、これが締結された當時と今日の事情においては、いろいろな点において変っているからして、これを再検討すべき時期に來ているということを申上げました。その再検討するということとは、改訂を目標として再検討されるべき時期であるということとは、そういう考え方であります。そうして、それは先ほども申し上げましたように、私が渡米した際に、その意見なり、そなえ方に対する考え方を述べたのでございましたが、それに対して、まず安保委員会を作つて運営の円滑を期し、将来にわたつてそういうことを再検討するということやらうじゃないかということであり、一段の進歩を見たわけでありまして、決してこれが最終的なもの、妥協案ができたからこれでいいのだということを、私は申し上げているわけじゃないのです。私が昨年申し上げましたように、改訂を目的とした再検討をすべき時期に達しているといふ考え方は、私も現在も持つております。従いまして、これに対してもわれわれの努力していくべきことはつきましては、あなたのいろいろの御意見もございますが、私は私なりに、これに対しても十分努力をしていきたい、かようく考えております。

○千葉信吾 今、岸さんの御答弁の中
にありました、安保条約ができたから
大丈夫ということは、これはおそらく
安保委員会ができたから大丈夫だと、
こういう意味ではないかと思います。
○国務大臣(岸信介君) ああ、そう
です。

○千葉信吾 私は、先刻来申し上げて
いるように、もつと具体的に、去年か
ら言われていることですから、そうじ
て一年間サポートしてもらっているのです
から、もうこちらではつきり、どういう
方法を通じてやるかということの御答
弁があつてしまるべき時期に来ています。
それから、第一条と第二十四条の
関連についての首相の御答弁は、間違
いります。私は、しかし持ち時間
がありませんから、この問題について
は、また日をあらためて、首相に対し
て納得できるまで私は質問をさしてい
ただくことにして、ここで一席私は終
ります。

○永岡光治君 この際、岸総理にお尋
ねいたしますが、御承知の通り、当内
閣委員会は、重要案件をたくさん持
っているわけであります。会期もだんだ
ん切迫して参っておりますが、実は新
聞紙上等でもいろいろ憶測が行われ
ているわけでありますが、いつ解散をす
するかということが、やはり審議をす
るに上において、私たちの非常に大き
なあれになるわけでありますが、もう
この段階においては、一体いつ解散をす
るかという目算があつてしまふべきだ
と思うのであります。岸総理として
今日どのような考え方でいるのか、明確
にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(岸信介君) 解散の問題に
お話しましては、しばしば、私、あらゆ

御承知の通り、もう軍事評論家の一致した意見は、大体今日のアメリカの状態は、SEATOあるいはNATOなり、あるいは日米安保条約等、こういうものによって一つの防衛の保障を求めるよういたしておるわけでござります。一方、ソ連あるいはまた中国あたりでは、大陸でありますので、相当深い面積というものを持つておるということで、そういう点についてはかなりの、これは比較論でありますけれども、若干の他のたとえば日本とか西ヨーロッパとは少し違った感じを持つておるやの見解が表明されております。そこで、一たび戦争が始まると、うことになれば、一番深さの浅い日本あるいはまた西ヨーロッペ、こういうところにそれぞのミサイル兵器等の攻撃を集め集中させておいて、その間にアメリカの本土における防衛体制を固めていきたい。従って、言ひなれば、日本はアメリカの全くの前線基地に、しかもミサイルの激しい攻撃の基地にされつづかるというのだが、大体一致した意見のように私たちを考えるのであります。

そういうおそるべき時代において、今度二万名の大体自衛隊の増強がされようとしておりますが、一体こういう時代に増強する意義がどこにあるのか。特に、昨日も当委員会におきました三名の参考人の出席をいただきまして、それぞれの立場から、この自衛隊の隊員の増強の問題と関連いたしましてお話を承わったわけであります。

先ほどの答弁は、すこぶる明確を欠いておる。何とかしなきやならぬということの御意向を持つておることはわかります、答弁から。しかし、その意向は、

問題は二十四条にはこれは含まない。このアメリカ軍隊の行動だけであつて、このことは、私はまず明確にしておきたいと思います。(千葉信君「そんね

○千葉信吾 今、岸さんの御答弁の中
にありました、安保条約ができたから
大丈夫ということは、これはおそらく
安保委員会ができたから大丈夫だと、

る会合で所信を明らかにいたして参
たのであります、ただ、その際にも申
し上げましたように、この問題につ
いてのいよいよ最後の決意をする場合

ところであります自衛隊法の改正案について、兵力の増強を中心にいたしまして、若干の質問をいたしたいと思うのであります。

が、その中でも、一たび戦争が始まればもうおしまいだという意見が、どなたも大体一致しておる意見のようであります。そういう時代に、こううわずか二万名程度の陸上自衛隊なり海上自衛隊なり航空自衛隊、こういうものをふやして、一体何になるのか、こういうように私たちは痛切に感ずるのであります。が、こういう時代におけるミサイル時代における、しかも、日本が今置かれているこの戦略的地位におけるアメリカの前線基地としての日本の状態を考慮して、一体どういう意義があるのか。その点をまず、岸総理の見解を承わりたいと思うのであります。

しかし、われわれは世界のあらゆる部面において平和を望み、また日本の祖国の安全を考えるという意味から申しますといふと、日本がどういう形において、不法な侵略を受けないように防衛をしなければならぬかということを考えてみますといふと、今言つた世界の大きな戦争という場合における日本としての立場といふものも、もちろん考へなければならぬ。また同時に、この東亜におけるところの情勢であるとか、あるいは日本自身の当然自主独立国として持つておるところの権利なり、利益なり、あるいは当然の自主独立といふものが、いろいろな形において侵害されるという場合における防衛といふことも考へて、その自主独立を、自国の万全を期さなければならぬ。あらゆる様相に対処するよう考へていかなければなりませんが、しかし、日本の憲法の上から申しまして、日本の防衛というものはこの自衛のための最小限度のものをを持ち、これによつて自國の安全をはかつていくこと、他から不法な侵略を受けないようにしていくことが、根本の考え方でなければならぬことは言うを待ちません。そこにおいて、先ほど来議論がありますように、核兵器は最も進歩した何でありますから、これでもって防衛するかどうかという問題が出るのですが、その点については、はつきりとしたその点に關する所信を、先ほど來申し上げておる次第であります。

陸上部隊、あるいは海上の何も意味をなさないじやないかと、いうような議論に私は飛躍することは、あらゆる場合において自國の安全を保持し自由を全うしなければならないという、またそれによって國民が安心感を持つといふこの見地から申しますという、そう飛躍することは適当でない。そうして世界各国の情勢から見ましても、それなら、そういう新しい兵器が発達したから、従来のいわゆる通常兵器によるところのいろいろな陸上、海上及び航空面におけるところの防衛手段なりあるいは方法、というもののが根本的にやめられて、そうしてこれに変つておるかというと、決してそうではないのでありますまして、やはり通常兵器によるところの通常の防衛といふものにつきましても、これはどの國もこれを捨てておらない。また一方、今進んだ大國の數カ国は非常な破壊力の大きいところの原爆その他を所有し、あるいは長距離誘導兵器も持つておりますけれども、しかし、大部分の國といふものは、今言った通常兵器のみによるところの防衛をし、そういう防衛力によつて自分の國の安全と独立を保つておるというこの状態に處しましては、われわれがこの状態に處しましては、われわれが自衛上必要最小限度と認めるところのこの自衛力を持つということは、これは当然やつていかなければならぬ。

○委員長(鶴田道君)　ただいま永岡君の質疑に答弁がありました解散に関する御発言は、おそらく国会における初めての公式な御発言であろうと私は推察するわけであります。それによりますと、野党第一党の鈴木社会党委員長との会談を持つて、隔意なき意見の交換をするとのことであります。当委員会は、衆議院を議決せられて送られたものが十五件、予備審査のものが十三件、合せて二十八件あります。いずれも重要な法案ですが、ことに恩給法案並びに防衛二法案は、客観的にも重要法案だと言われ、与党としてもさようになります。

そこで、私、この際これに関連して、二点お答えをいただきたいのです。ですが、その第一点は、しかば、今のはまかい内容はよろしくうございますが、大筋として審議の促進をはかる、議会の審議の促進をはかるということと、さらにもう一点は、いわば予告解散の性格を持つ内容をお持ちになつて、その腹案で会見をなさるということなのが。第二点は、かよううに十数件の審議をいろいろ尽していくが、いまだ纏ししないままであります。が、ことに恩給ないし防衛二法案、その他続く重要法案について、必ずしも今予想される、われわれの予想する解散の以内において議了できるかどうか、あるいはその予想が間違つてゐるか、全然これまた雲をつかむようなものがあるので、もし今の恩給ないし防衛その他の案件が議了しないならば、その議了を待つておやりになる気持なのかな、あるいはまた、議了をしなくても、成立しないままにも解散は予

定として断行せられるのか。この二点は、私ども内閣委員長として重要な責任がありますから、一つの審議のめどをきめるもうすでに段階にあります。お答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 委員長の御質問のように、私が從来、解散問題に関しまして、まだ考えておらないということを答弁して一貫して参ったのであります。が、今日の私のここでの発言は、公けに、これより進んだものであることは間違いないことがあります。委員長との会談によりまして、幸いに両者の意見が一致するならば、ある期間を置いて解散するということになるわけでありますから、その意味において、予告解散と申しますか、そういう事態になると思います。

また、各議案等についての審議の促進について御協力を求めるにつきましては、なお具体的に、各種の法案等についていろいろな両党の意見なり政府の意見等もございますので、そういうものについては、さらに幹事長なり書記長なりあるいは国会対策委員長なり、それぞれの機関において具体的にお話し合いをいたしまして、できるだけ、客観的に考えても重要法案であり、また御審議も相当程度まで進んでおるというようなものにつきまして、これが成立について一段と御協力を願うようになると思います。

しかし、両者の意見によってきまる時日いかんによりましては、われわれとしては、政府としては、提案していく法律が一つ残らず成立することを私は心から望んでおるわけでありますけれども、そういう欲ばつたことの言え

ういうことの言えないものがありま
しょうから、そこにおのずから、ある種の、どうしても審議未了に遺憾なが
はやむを得ないかと、かように考えてお
ります。

政治的その他の各種の問題を考え、どちらを先にするかということを考えなきゃならない。ただ、そういう形式的な意見と私の意見とが違っているのでもう

○矢嶋三義君 関連。ただいまの答弁を承わっておりますと、かようには承して差しつかえないのじやないかと思ひますが、なんぞこり伺へま。四月であります。

すれば、ミサイル時代であっても、自衛隊を増強することは必要なんだ」という御見解であります。むしろ、私たちの考えは、そういう時代に、今日は局地戦争であっても、それは世界戦争に発展する非常に大きな危険を伴つてゐる。そこで、必ずどこかへ逃げ

程度のものであれば防ぎ得る、しかしも、それは相手の規模、それから耐え得る期間ですね、そういうものを、どういうように算定して、こういう計画を立てておるのか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

○千葉信吾 聞連して、私はこの触
散の問題に関連して今首相がとられようとしている態度は、民主国家の新しい政治形態として非常に歓迎いたします。しかし、野党はもう三年も前から解散を要求している。社会党は解散を要求しております。今日でも、今直ちに解散することを社会党は要求しているわけです。そういう段階に、首相の方からいつ幾日と予告して、解散を通告するということは、私はこの今回だけならば了承できる。しかし、それ以外の議案をどうするとか、法律案をどうするとか、議了してもらいたいとか、もしそういう点まで首相が手を伸ばして話をされるといふことになると、これは解散を要求してきた従来の社会党の態度から見ても、私は、首相はその会談で解散の期日を预告する以外の内容等について話し合いをされるということは、自民党を代表する首相が社会党の軍門に下ったという印象を与えることになると思うのですが、その点についての御見解はいかがですか。

をして参ったわけであります。いずれとも、私はそれをレギュラーメンバーや社会党におきましても、これもそういわれておりますし、また責任ある社会党の方も不信任案を出すのだということでもあります。

こういうことがお互に、ごくくだんのことと申しますと、いつ解散するかという日にち、いつ不信任案を出すかということが、単なる国会対策上のかけ引きのごとく見られるることは、この段階になつて私は望ましいことではないということで、両院の間において一つ願意なく話をして、そういう社会党が提案をされることも、われわれもそれを受けて毫々と論じて、そして解散をする。それには社会党の御都合もありましようし、いろいろ憚りなく話をしようじゃないかといふふうなつもりで、実は先ほど申しました私は、こういうことに關して、どっちが崩したとか、どっちが指導力をとするとか、そんなことを実は毛頭考えておられない。できれば、こういうことが一つの将来の民主主義運営の一つのルート

二日の私の質疑に対しまして、あなたは、審議の結果のみならず経過が大切であり、「その審議を中途半端にして、強行してその結論を得ようなんていうことを考えておるわけではございません。」という一ことを答弁されております。この心境は変っていないと思うのです。従つて、先ほど委員長の質疑に対するあなたの御答弁から推察でくることは、両党首の間で話し合つて、そして審議の相当進捗している法案は、話し合いの上にあげて、そして審議の不十分なものは未了になることもいたし方ない、すべては両党首の話し合いと、各委員会でどの程度審議されたかという、その内容によつて、本会議にかけるか、あるいは審議未了にするか、法案を色分けするのはやむを得ないと、そういうふうにお考えになつておるというふうに了承して相違ございませんね。

持つておる。それで、核兵器などといふ侵略される、こういうおそるべき時代になるということを、昨日の軍事評論家の皆さんも言つておるわけであります。が、そういう意味からするならば、私は政府がどう言つとか、あるいは国会の議員がどう言つとかいうことでなしに、全国民、全世界の個々人すべてござつて平和を願うという、その方向にあらゆる力を結集していくのが、一番平和を達成する方法ではないかと、こう考えておるわけであります。しかし、それについて岸総理はどう考えておるか、お尋ねいたします。

それと、今お話になりました、にもかかわらず、ある程度と申しましようか、最小限度という表現が適當かと思ひますが、岸総理の答弁では、若干の増強をしたいと、こういう話であります。しかば、私はお尋ねしたいのです。これから、整備計画と自衛隊では発表いたしておりますが、その増強計画によつてきたる根拠ですね、どうして二万名という数字が出たのか。そういうことをもう少し突き進んで申し上げますならば、今の第一次防衛計画が達成された暁において、これと関連して参りますが、暁において、これだけの力をもつておれば、外敵と申しましょうか、侵入してくる兵力が、どういり

本の自衛上、最小限の目標をどこに置くかという点に関しては、これは問題だと思いますが、あらゆる点を想像して、先ほど申すように、世界の一流といいますか、最強の国を目指して、それに劣らぬものを作ろうということも、よくなことを考へることは、これはできないことは言うを得ない。そんなことは考えられないことあります。同時に、これは、どういう侵略に対しても、どういうふうに防衛していくかと、いうようなことに関しましては、もちろん専門的には、それぞれ、あらゆる場合であるとか、あるいは国際情勢の分析、その他あらゆる面から、防衛面におきましては研究をいたしておりますが、そういうものをみんな持ち出させてきて、そうして國防會議におきまして、これを、日本の財政面も考えいろいろな政治的観点から、これを考へて、その結果として、いわゆる防衛計画の長期計画、五ヵ年計画を立てまして、その目標というものを、陸上において十八万、海上においては十二万五千、また飛行機については千三百機というふうな目標、これを年次的に割り当てて、こういうふうに増強していく。という年次計画を定めたのであります。その年次計画の一部がここに現われておりますと、いうことであります。

もちろん専門的な研究というのも、いずれありますし、また政治的の考慮もござりますし、財政上の見地からもので織り込んで、國防會議でこういう計画を立てたうえであります。

三年度におきまして、本案においては陸一萬、その他、空六千七百、また海上においては二千人程度のものが、人的には増員になつております。陸につきましては、十八万の構想は、大体六管又四個成團すなむち十単位でござい

ます。そういういた意味において、日本の防衛というものは可能であろう、また空についても相手方の跳梁を許さない、こういったような一定の作戦計画というものによってやったものでござります。

しかししながら、畢竟の本題といふのは、非常に変化があるのでございまます。これが日本としては最小限度の必要なる防衛の体制である。足らざるところは安全保障の体制でやる、というわけであります。

安全保障でありますか 私がお尋ねしたいのは、それでは了解ができないのであります。でき得る勢力の、わが日本の完成した兵力が、相手側の兵力に對しては耐え得るというのでありますから、その相手側の兵力はどういうものかということです、私の聞きたいの

は、どの程度の侵入兵力ならば耐え得るか、それを明確にしてもらいたい。わからなければ、専門家でもけっこうです。

正面から答えて下さい」と述べた。これにはなかなかかむずかしいと思うのです。そういう数字的に何ばならこれで守れると、どれだけの侵入に対してもこれだけを考えておるんだというような、機械的にはこれはちょっと説明できないと

思ふんですよ。ただ、われわれの考え方からいえば、これはどういう侵略が来るかもしらぬが、われわれのこの何でもって一応の自衛というものの何はやるが、しかし、われわれの力をこえたところのものは安全保障の力によつて、米軍、駐留軍の何によってやる。われわれの力は、最小限度としてこの程度。それは一応、今世界的な大戦争等であるとか何とかいうようなものを目標としては、これは立ち得ないけれども、少くとも局地的な何に対するは一応の自衛の目的が達せられると、こういう意図のもとに作られておりまして、なかなか機械的に、向うが何機乗った場合にはこれでいいんだとか、何名の上陸に対してもこれで耐えられるんだというふうには、ちょっとお答えのできない問題であります。

は非常に専門的なことでございます。時間の関係もありますから、別途説明の資料を差し上げるということにいたしました。

○永岡光治君　一昨日の質問だったたか
と記憶しておりますが、わが国に外国
の飛行機が侵入して、それの退去命令
をこちらの方で連絡する。しかし、な
おかつそれは退去せずに、飛行機から
失速のままどんどん墜ち出していく。

金剛の力も、こゝに盡つてゐる。それに對しては、こちらからもそれを應じて、それを擊退するためには飛行機を飛ばし、あるいは地上からいろいろな兵器を飛ばして、これを退散させるとか、それは防衛府長官の答弁によりますと、刑法上のいうところの自分の行爲によって、三百四十万円、つまり

正防衛である。正防衛だからそれをしないと、差しつかえないんだ。こういうふうな刑法上の問題だという見解を表明されましたが、岸総理はこれは刑法上のいうところの正当防衛と考えるのか、あるいは国際法上の紛争と考えるのか、どちらでありますか。明確にして

●國務大臣(岸信介君) 今のお尋ねの
説明でありますが、領空に対してもわれ
われが排他的の主権を持つことは、こ
れは国際法上当然でござります。故ち
もいたいと思います、これは重要で
ありますから。

または過失でそれを侵犯するという事態があるということ、まず侵犯した所へ行つて何をするとか、いろいろな方法を講ずるが、それに対してもしも応じないと、さらに差宿してこちらへ何するとかいうような事態であるとするならば、それに対応して当然日本自身が自分の主権を守る行為に出るということは、多くの場合、いわゆる刑法上の正当防衛に当る場合が多いだらうと思ひます。そういう場合においては、国際法上においても当然それに対する措置が講ぜられるという正当防衛の措置が講ぜられるということは認められておると、かのように答えたのであろうと思ひます。私は、それをもつて直ちに国際紛争などは考えておりませんが、要するに自衛権の性質の範囲の問題である、かように考えます。

は、国際法の上からいっても、そういった措置は今日各國とも是認してお

に、自衛権の発動だと総理は考えられ
るわけですね。

ばならぬ、そういう地位に置かれておるわけで、ある人はこれを萬國上

ジエピターという原子兵器が持ち込まれてゐることは、周囲の事実であります

が、日本の基地その他に相当長く滞在する二、三の事務は、今は、

不打開しておきたい主義、従つてこの位置によつて、何らこの際国際紛争が起らざるのみならず、これは自衛隊としての三条件達成のためである。

日そういう答弁をしたので、岸総理にお尋ねしたいのですが、そういうケースは、それは刑法上の正当防衛

衛権の発動で発砲されるわけですか、あるいは陸上、海上、あるいは航空自衛隊が自衛権の発動として、出先で攻撃されるとということになれば、国内法上どういう根拠で処理されるか、總理の御答弁を願います。

思いますが、その個々の個人といいま
すか、自衛隊に属する人がそういう事
態に会つて、今言うようにこれに対し

て当然対処すべき方途をとるということは、私は自衛隊の隊員の任務遂行で

○永岡光治君 まだ質問すべき幾多の問題が残っております。

なつておりますが、これは同僚議員もあとに控えておりますから、いずれ同

僚議員が終ったあとから、この問題について、さらにまた残された問題について、質問を続行いたしたいと考えて

○田畠金光君 岸総理に二、三の尋ね

いたしますが、答弁は一つ箇潔にお願いしたいと思うのです。聞いておりま
すと、答弁の方が実は長いので、限ら

された制限時間でありますので。

の御答弁を承わつておりますが、確認の意味におきまして……。今の日米安保条約、行政協定のもとにある日本とハ

たしましては、アメリカの所望するもの、あるいはアメリカの所望するとこ

○森鷗外(森田義徳) それは要する

るは、すべて墓地として提供しなけれ

ドルが配備を終り、沖縄にソアとか

○國務大臣(岸信介君) 一つの艦隊

の施政権返還の問題についても、少く

100

卷之三

卷之三

とも教育権くらいは努力して実現をしてくるのだ、こうして国民的欲望をになつていかれたのです。ところが、帰つてこられたならば、何のおみやげもなかつた。結局、それをこまかすために、日米安保委員会というものを作ったわけです。

私は、先ほど千葉委員の質問に対し
まして、条約改訂の努力をされるとい
うことと言わされました。私はそれを
信することはできないのです。総選
はときには、民族主義者のごとく、國
民の先頭に立って日本民族の完全独立
のために戦うがごとく答弁され、そぶ
りをされるが、一たびアメリカに向う
と、媚態外交に終始している。私は、
条約改訂というものは岸内閣の今
外交政策においてはできないと思う
が、せうて、日本安政復興論者、うつて

は明確に、核兵器は持ち込まない、第七艦隊が核武装して日本の港に来ることは許さぬ、あるいは台湾から、朝鮮から、アメリカのB-147が原水爆を積んで飛んでくるというようなことは許さぬ、これくらいの確認は、一つ総理として安保委員会においてやっていただきたいく思うのだが、それだけの話をする用意があり、決意があるかどうか、これを承りたい。

○國務大臣(岸信介君) 安保委員会におきましては、いろんな問題をすべて、安保条約に関連しての必要があると認めますれば、何でも話し合いのできるところでございます。今日まで核兵器の問題につきましては、一部においていろいろな——私どもは、事実はそういう事実を全然承知いたしておりますが、せんじ、従つて、これをないと言わざるを得ないと思いますが、そういうこ

定して、いろいろな疑問なりあるいは
疑惑を持たれるようでありますけれど
も、そういうことを一々取り上げてす
るということも、私は安保委員会の性
質からいつて適當でなかろう。ただ現
実の問題もしくは現実に近い必要を生
ずる場合におきまして、何事もこれの
議題として話し合うことは差つかえ
ないのでありますて、一般に核兵器の
問題の国会の論議、また政府の所信等
につきましても、当然私は安保委員会
にはある程度の話し合がこれはされ
ることであると、かのように思つております。今直ちに、今の情勢において、
そういうものを持ち込まないというこ
とをあらためて言う、この問題に
する必要があるかどうかは、私は実は
そういう必要はないと思いますけれど
も、十分将来の問題としては考慮して
いきたいと思います。

おるわけです。これは通常兵器だと、こう政府は言われておりますが、アメリカの軍隊の使用とか配備について話をする、日本国民の願望に基いて話し合いをする、これがあなたがアメリカへ行かれてせつかく持つて帰られたおみやげなんです。ところが、向うの話ではなくて、わが日本の自衛隊の話、しかもサイドワインダー、これが兵器の発達はやがて核弾頭も装備するようになるでしょう。私は安保委員会の逸脱だと考えるのですが、逸脱だとお考えにならぬかどうか。同時に、私は先ほど申し上げたように、この日米安保委員会で核兵器を持ち込んではならぬ、これくらいの話の折り目は正していただきたいというのが国民の願望でありますから、やる決意があるかどうか、明確に承わりたい。

○田畠金光君 岸総理は頭がいいの
で、世上いわゆる答弁にそつがない。
これは岸総理の偉大さであるが、反
面、岸総理の弱点でもあるわけです。
しんがないといわれると、そうだと思
うのです。どういう決意で、どういう
一つ目標の方向に日本の国民を、民族
を引いていくのか、明確な所信とく
ものを持ち合せがないのです。
先ほど來御答弁を承ります
と、結局、アメリカの信頼と理解に期
待するだけがあなたの核武装に対する
唯一の態度でありまするが、この国会
に両党が核実験禁止の決議案を両院で
出すわけです。これは世界の情勢か
ら、アジアの情勢から見て、最も望ま
しいことだと、こう思うのです。とこ
ろが、社会党が日本の核非武装決議案
を上程するに当って、自民党はこれに
同調していないのです。むしろ、私は、
今の世界の情勢からしますならば、核
実験の禁止決議案とともに、日本の非
核武装宣言を発すること、しかも国会
の意思として世界に明らかにすること
は、私は、日本の政治外交の基本的な
あり方を示すものとして、大いにこれ
は与党も政府も歓迎すべき提案だろう
と考えますが、どうしてあなたはこう
いうふうな問題について協力できない
のです。ほんとうに総理のお話のよう
に、日本を核武装をしない、持ち込ま
ないというその決意がありますなら
ば、これぐらいは一つ同調されても、
あなたの言葉の裏づけからいっても、
援助になると思いますが、どうして協
力できないのですか。

扱いにつきましては、どういうふうに扱いておりますか承知いたしませんが、私はしばしば核武装の問題についての国会を通じて国民に、また国際的に、私の所信として明らかにいたしており、これはただ単に国会でそう言つておるというだけではございませんで、その国会を通じて国民に、また国際的に、私は一貫してその考え方を貫いておる。ただ、決議案等につきましてどういう取扱いになつておりますか、これ間もあるようでございますけれども、私は前覚のそ、れぞのの党の機関においてお話し合いをしておることでございまして、私の考えはちつとも、今申し上げておるところに変りはないわけでございます。

○田畠金光君 総理はこの決議案に御賛成なのかどうか、それを明確に承わりたい。党の取扱いは問題ではありますせん。

○國務大臣(岸信介君) 私は、先ほど申ししておりますように、はつきりいたしております。その決議案としての内容を見なければ、賛成かどうかといふことは申し上げかねますけれども、しかし、今の御趣旨のように、日本が私の言つておるよう核武装しない、また核兵器の持ち込みをしないという意味のことであるならば、その内容については私は異存がないであります。

ただ、それを決議案にしてどうするかというような問題になりますと、これはいろんな国会上の取扱いの問題になりますから、私は今申しましたように、それは党と党との話し合によつてきめらるべきものだらうということ

を申し上げておりますと、内容自身として私の申し上げておることに一致しておりますものは、もちろん賛成でござります。

たような方向に、軍事的な面に進みはせぬか、またN E A T O の方向に行きはせぬかと、こう考えておりますが、総理の方針を伺つておきたいと思ひ

○國務大臣(岸信介君) あの当時の話
に、そういう問題が会談の中に出たこ
とすらございません。従つて、そうい
すか、どうですか。

○田畠金光君　NEATOについても全然考えていない、反対だと仰せにないが、あれは、も出でおりませんし、いわんや話し合ひがあつたわけでもございません。

名実とともにNEATATOといふものが表面に出でてくる、その時期が来やせぬかと考えておるが、この点について總理はどういうふうにお考えになりましょ

○田畠金光君 取扱いの問題でなくして、私は内容の問題だと思うのです。

内容について総理が御賛成であるならば、しかも、あなたの方針と一致するのであるならば、総裁として岸総理が与党で話をして、兩院が権威ある国会の決議案として、日本の非核武装宣言を世界に発するくらいの一つ政治的な手は、すみやかに打つてもらいたいと

の問題に觸しましても、從来御質問がありまして、私は、そういうものに加入することは、日本の自衛権の本旨からいって、それは認めておらないし、私はそれに反対であるということをはつきり申しております。

は、絶対にございません。
○千葉信君　あの発表の仕方は、その
内容からいつて、表面に出たものはあ
まり成果はなかつたけれども、ここに
かなりのむしやけがあると国民は期待
したわけですが、今日まで全然それは
表面に現われておりません。それは一

ております。一九五四年十二月に、御承知のごとく、米加総合防衛援助条約が結ばれています。これは翌五年度で発効して、米加軍事同盟が今あることがあります。台湾が米極東戦争の重要な拠点になつておる。また、韓国は、米国との間に一九五三年八月に

關係や、あるいは台灣とアメリカの関係につきましては、田畠委員のお説のような関係があると思います。しかし、日本の関係は、これは日米安保条約及びこれに基づくところの行政協定等によりまして明確なごとく、日本がアメリカと共同して防衛するところのも

考るわけで、問題は言葉でなくして
実行にあらうと考えます。

れとの間に友好関係の復活に努力をいたしておりますが、もちろん、これがたしてあります。

○國務大臣（岸信介君） 私、當時のことは、官房長官がどういう発表をいたしましたか。

米韓相互防衛条約が結ばれて、これまで軍事同盟の関係にあるわけです。

のは日本の安全であり、従つて、われわれは憲法の認めてる自衛権に基くところの最小限度の力を持つておると

かれておりますが、これによつて両国の諸懸案を解決し国交の正常化をはかることは非常に望ましいことであり、国民的な希望だと考えます。ただ、ここで心配されることは、この両国の正常化が、政治、外交の提携面から、さうした結果として軍事面にも行きはまつ

面において友好関係を持たれるわけでありますけれども、軍事同盟であるとか、あるいは今言つたような極東における数カ国軍事同盟に、それをきっかけに加入するという意図は、毛頭持つておりません。

しましたか、記憶はございませんけれども、あの当時話がありまして、あの共同声明に盛られておらなかつたものの一二の問題は、一つは、戦犯者の取扱いの問題に關する話し合いがございました。それから、私どもの希望はまことに意見を述べたりよせられども、得

朝鮮を見ましても、台湾を見ましても、個別的にではあるが、アメリカと軍事同盟の中に置かれておる。アメリカの圧倒的な優勢な軍事的支配のもとに置かれている。こういうことを考えたときに、ことに昨年の七月、米国は戦略云々をやつて、アジア全地域をハブфик

いう、実力を備えて、いこうということでありまして、今御心配になるようなNEATOというような、いわゆる一つの集団的防衛機構がアジアの数カ国の中に結ばれて、日本がその中に加盟するというような事態が当然起つてく

さへ發展して軍事面まで行きはせめかという心配を持つておるわけです。第四次日中貿易協定が今日不幸な結果になって、たな上げになつておるの

千葉信重 関連 云々か云々か云々
リカにおいてになつたときに、会談の
終了後、ダレス談話と、それから石田
当時の官房長官の談話が発表されまし

が笑顔を見つめ、やさしく微笑む。将来沖縄及び小笠原の問題については、従来の主張にとらわれずに、いろいろの方面をアメリカとしてもさらに着発

ある太平洋軍司令部の統括のもとに置いているわけです。アメリカというものを考えたときに、アメリカを中心

うと利くべきものではないし、

は、言うまでもなく、岸政権の台灣政
權に対する必要以上の譲歩がこういう
結果になっているわけです。いわば、
アメリカに気がねをした媚態外交の結
果です。こういう動きを考えたとき、
やがて日本はNEATO、こういう軍
事同盟に発展はせぬか。ことに I C
B M、人工衛星の競争に立ちおくれた
アメリカの今日のあせりは、極東にそ
ういう軍事同盟といふものを作る方向
に私は動いておると見ておりまする
が、この日韓会談を通じ、日韓両国の
親善関係からさらに発展して、今言つ

た。その談話によりますと、今回の会談の最も大きな成果は、共同声明に盛られた事項の以外のところにある。しかも、そのことは両国の国民が将来手をあげて賛成する、歓迎する内容のものである。日本の憲法がああいう憲法であるために、発表すると困るので、そういう表現の仕方をされたと私は判断しておりますが、それが今問題になつておる、今質問されたNEATではありますか。朝鮮、日本、台湾、フィリピンを含む東南アジア防衛機構についてのおもやげじゃなかつたので

し、研究してみよう、こういう話は出ておりました。今度の場合において、われわれは、施政権の返還であるとか、あるいは小笠原の帰島問題等について、強い要望を出しておるけれども、それは今度は聞かれないけれども、将来にわたってそういうものを、アメリカとしても十分いろいろの方面の意見を聞き、また事情も調査してみようというような話し合いはございましたが、そのほかにおいて何か密約的なもの、もしくは今お話しのようない点というようなことは、これは話に

として日本、朝鮮、台湾あるいはフィリピンは、極東戦略の全部一環をなして、そうして納の目のことくお互に結び合っているわけです。こういうことを見たとき、これは日本と台湾、日本と朝鮮の間には別段問題ないにして、も、アメリカを中心として動いている。この意味においては、実質的にはNEATO、こういう関係に置かれてゐることは、これはもう否定できない事実だと、こう考えるわけで、この事実を総理はどのように判断しておられるか。われわれは、やがてこれが

私は断然これを拒否すると、こう申し述べるわけでござります。

○田畠金光君　総理の決意のほどはしばしばお聞きいたしておりますが、要は、その決意を具体的に実行してもらうことだと、こう考えるわけで、将来の事態の発展をわれわれは静かに見守りたいと、こう思うわけです。

今回の防衛二法案を見ますならば、自衛隊の強化というものをいろいろな面ではかかっているわけです。たとえば、防衛庁に他官庁の公務員を入れて再教育をするということも考えておら

Digitized by srujanika@gmail.com

れる。やろうとしておる。それからまた、東南アジアの国々から日本の防衛大학교に学生を迎えて、これを教育するということも考えておるのです。これを、両国の親善關係を増進するといふ、こういう名のもとに、かつての國防國家、軍事國家という方向にひたすら進んでいる、というのが、今の日本の自衛隊の実情であると考えますが、私はこの巨頭会談開催の時期はすでに近きにある。いろいろな曲折は経るだろうが、巨頭会談をやがて持たれるだろう。ソ連の核実験禁止の一方的な宣言等もあって、世界が今新しい状況に動いておるときですよ。日本の自衛隊の強化というものは、昔の国防国家の方に向にだんだん向つていいている。私は、これは逆コースであり、少し時代の発展にずれておると考えますが、再検討をする余裕はないのかどうか。

ことに、私が残念に思うことは、防衛庁長官はこの間私の質問に対し、来年度の一万名増員はまだきまつていない、こう言っていたのです。先ほど答弁を見ますと、昭和三十四年までには十八万万名を持つのだということを明確に言つておる。私はこういうことを考えたとき、岸政権の今とつておる道は、あらゆる面において逆コースの方向に行つておる。

ことに、この国会で問題になりました防衛秘密保護法、軍事機密保護法、たとえばアメリカからナイキとか七種の誘導兵器を持ってこようとしたが、日本には兵器の秘密保護法がないといふので、実はアメリカはやらないのです。今この岸内閣のとつておる自衛隊強化の方向は、やがてそういう面からも軍機保護法のようなものをやがて

持つようになると考えるわけですが、こういうような情勢に処して、岸総理は新しい角度に立って、今の日本の防衛のあり方について再検討する気持はないのかどうか。最後にこれを承わっておきます。

○伊藤頸道君 防衛の基本方針である憲法第九条の解釈を中心にして、二、三、総理にお伺いしたいと思います。鳩山元首相は、たしか三十年の七月持つておらないのであります。その点だけを明確にしておきたいと思います。

○伊藤頸道君 昭和二十七年の十一月
二十五日、内閣法制局で戦力に關しての解説がなされておるわけです。これを閣議に報告せられておるわけです。

力というものは、自衛のため必要最少限度のものであれば、ここには含まれない、さように言っておるわけであります。これは本質的にいえば、私は言い回しの違いであって、程度としてそれはほど大きな差はないものと、か

○國務大臣（林修三君）　この問題は、なさっておると思うわけですが、この解説については自後變りはないかどうか、その点を明確にお答えいただきたいと思います。

○政府委員（林修三君）　これはたしかに閣議決定の当时からこれに關係をいたしております林法制度長官から、明瞭にお答えいたさせます。

○國務大臣（林修三君）　この問題は、當時閣議決定と思いますが、あるいは閣議了解であつたか、はつきり覚えておりませんが、どちらかと思ひます。が、これは結局、戦力という言葉の使い方の問題になると思うのです。それは私が、鳩山内閣の当时からお答えしておるところであります、戦力という言葉を、一定限度以上の実力を意味するものと考へるか、あるいはごく率直にいえは、いわゆるすべての実力戦い得る力というものを戦力という言葉を使ふか、こういうことも問題になると考へるのです。これは言葉の使ふ方になりますて、昭和二十七年の吉田内閣の当時のものは、一定限度以上の実力というものが戦力であるといふ解説だと思うわけです。これは言葉の使ふ方になるわけでありまして、結局、警察といふようなものは、それが戦い得る力に使ふ得る面においてはこれは戦力ともいえる、こういうことを申したわけであります。それで、鳩山内閣以来申し上げておりますことは、結局、憲法第九条で禁止しておるいわゆる戦

○伊藤頭道君　自衛権はあるのだから、そのため戦力は認められるのだ、そういうことになると、憲法上許される戦力と許されぬ戦力、こういうふうに戦力を闘する二つの概念が出てくるわけです。一体、この基準は何を根拠にしておるのか、これを明確にしていただきたいと思います。

○國務大臣(岸信介君)　憲法で自衛権が認められており、自衛権というのには、ただ觀念だけでなしに、それを裏づける一つの実力を伴うものであらうと思います。しかし、その実力には、自衛のために必要な場合には一つの限度があるということは、仙を脅威する、攻撃的なものでないことは、自衛の本質から申しまして当然なことです。そういうふうな意味において、仙に侵略の脅威を与えるようなものが、その限度をこえておる。そうでなしに、単に自衛のために必要最小限度だと認められる程度であれば、これに入らない。こういうふうに考えておると思います。

○伊藤頭道君　憲法第九条にいっておる「その他の戦力」とは、低い戦力をさしておると思います。そこで憲法上、今申し上げたように、許される戦力と許されぬ戦力、こういうことはあり得ないと思うわけです。そこで、この点を納得いくよう明確に御説明いただきたいと思う。

条第二項でいっております「陸海空軍その他の戦力」という場合に、「その他の意味でござりますが、これは結局、憲法は、陸海空軍という正式の名稱を持ち、正式の編成を持つもの以外でも、それに準ずるようなものはやはりいけないという趣旨だと思います。そこで、結局、九条二項で禁止しておる戦力は何かということになりますと、先ほどから総理がお答えいたしました通りに、自衛のため必要最小限度の戦力は、ここで禁止されておるものではない。それ以上のものであれば、それが陸海空軍という名前を持つたならぬわけです。軍隊は戦力である。○伊藤頭道君 いかなる国でも、軍隊といふものは自衛のためにあるわけです。で、本来、軍隊は戦力でなければならぬわけです。軍隊は戦力である。それを戦力でないとか、あるいは自衛力だといふことは、私は非常に間違いでありますので、総理の御見解を明確に伺いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 法律の解釈としては、先ほど法制局長官から申し上げましたが、さらに、私は、最初から申し上げておるように、憲法で認められておる自衛権、それを裏づけるに必要な最小限度の実力といふのは、これ憲法九条二項によつて禁止されておる戦力には入らない。ここで禁止一つの実力を戦力と、こういふうに解釈をいたしております。

○伊藤頭道君 総理は、日本にアメリカ

の基地があることによつて他国が報復するようなことがあります。これは侵略とみなすと、そういう意味のことをいへば、陸海空軍といふものは、結局、憲法は、陸海空軍といふ正式の名稱を持ち、正式の編成を持つもの以外でも、それに準ずるようなものはやはりいけないという趣旨だと思います。そこで、結局、九条二項で禁止しておる戦力は何かということになりますと、先ほどから総理がお答えいたしました通りに、自衛のため必要最小限度の戦力は、ここで禁止されておるものではない。それ以上のものであれば、それが陸海空軍といふ名前を持つたならぬことです。軍隊は戦力である。○伊藤頭道君 いかなる国でも、軍隊といふものは自衛のためにあるわけです。で、本来、軍隊は戦力でなければならぬわけです。軍隊は戦力である。それを戦力でないとか、あるいは自衛力だといふことは、私は非常に間違いでありますので、総理の御見解を明確に伺いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 日本に対しても

急迫不正の侵害が行われた場合に、わ

れわれが祖国を守るのが自衛の私は意

味であり、それをこえるものはこの自

衛の範囲に入らない、かように考えて

おります。

○伊藤頭道君 そこで、自衛の範囲と

侵略の範囲といふものは、非常に不明

確であります。このことについては、

総理自身も非常に矛盾を心の中では感

じておろうと思うのですが、この点

を、一つ率直に所見をお述べいただき

たいと思う。

○國務大臣(岸信介君) どういう意味

で、私が矛盾を感じておるだろうとい

うことを伊藤委員は御推察になるか、

ちょっと私も判断に苦しむのであります

が、その点はいかがですか。

○國務大臣(岸信介君) 自衛権は、先

ほど申し上げますように、急迫不正

の侵害に会つた場合に対し、他の手段

で、その点はいかがですか。

○國務大臣(岸信介君) お言葉であり

ます。しかし、原水爆と称せられておりま

すが、その持つ得る範囲といふものはおのず

から限度があるのであって、今お話し

のような原水爆のよう、もっぱら他

の内容として必要最小限度のものには

ならないと思う。そうかといって、必要

最小限度のものといふのは、いつまで

も竹やりや日本刀や村田銃で防衛して

おるということではないのであります。

しかし、いつかこの国会にお

いておられるのか、これを明確にして

いただきたいと思います。

○伊藤頭道君 総理があくまで、戦力

自衛という問題は、これは非常に限界

が明らかでない場合がしそう中あると

思ふのです。たとえば、これは古傷に

触るのは少し申しわけありませんが、

昔、日本は満洲事変を起した当时、こ

れは自衛のための事変だ、自衛のため

の行動である。シナ事変のときもそ

うです。たとえば、これは古傷に

触るのは少し申しわけありませんが、

昔、日本は満洲事変を起した当时、こ

れは自衛のための事変だ、自衛のため

の行動である。シ

ます。
があるかどうか。もしさりとするならば、どのよきな情勢になつたときに改正するのか、そしてまた改正しようとするとする問題点はどこにあるのか、その点を明確にお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 憲法改正の問題につきましては、その改正の要否もしくはこれを改正をするとするならば、どういう点をいかに改正するのが適当であるかということにわたつて

の、あらゆる問題を研究するためには、法調査会が設けられております。私は個人的には、從来憲法についていろいろな意見も持っております。しかし、總理大臣としてこの私がどういう考え方を持つということは、これは非常な重大な意義を持つものでありまして、私は、調査会で各方面の権威者によつて今慎重に検討されておりますから、その結論を待つて善処したいと、かように考えております。

卷之三十一

開きたがっておるところを私は一二、三伺いたいと思いますので、大胆率直に意見の開陳を求めていいと思います。そこで、質問の第一の問題は、先刻永岡委員からも、世界の軍事評論家といしは外交評論家いろいろと世界の趨勢に対して定義づけを行なつておる、こういう意見が行われております。私は、その中で特に、岸総理はアメリカの政府当局と絶えず連携をおとりになつておると思うし、またアメリカの政界の実情というのもだれよりも御承知であろうと思う。こういう角度から、世界の外交評論家、あるいは軍事評論家、または世界の世論がいちばんに、アメリカは今日いわゆる軍国主義的な色彩をきわめて濃厚にしておるということが言われております。こういうことを私ども、いろいろな具体的なアメリカの外交あるいは軍事政策の面に、如実にそのことを事実として知ることができますので、總理として

れに閣連をして設置された安保委員会、これは明らかに日米間の長い将来にわたって永久性を持つ一種の共同防衛体制という新しい用語が生まれました。そういうように考えていけば、私は、やはり基本が安保障條約であるとするならば、やはりこれは永久條約的な意味合ひのものではないか、こういう立場に書いてあります。よういう立場に書いてあります。よって思つておりません。また、これを永久的ならしめるような意図は持つておりません。

れに閣連をして設置された安保委員会、これは明らかに日米間の長い将来にわたって永久性を持つ一種の共同防衛体制という新しい用語が生まれました。そういうように考えていけば、私は、やはり基本が安全保障条約であるとするならば、やはりこれは永久条約的な意味合いのものではないか、こういう立場に考へるのですが、その点についてはどういうようにお考えでござりますか。

○國務大臣(岸信介君) 森中委員の御意見であります、私は先ほど申し上げましたように、また安保条約の規定の上にも明瞭に書いてありますように、これが永久的なものであると決して思つております。また、これを永久的にならしめるような意図は持つております。

○森中守義君 安保委員会あるいは安保条約、日米行政協定、こういう一連の日米間の取りきめによってわが国の防衛体制は進んでおるということは、何人も異存がないと思うのです。先般この委員会に国防会議の議事録が提示されました。しかし、それは單なる何月何日にどういう案件を審議したというごとであつて、審議の内容は明らかにされていない。その審議の内容といふものは、いわゆる日米の共同防衛体制を確立していくためのわが国の防衛が論議されておる、こういうように私は理解をいたします。そうしますと、先刻の伊藤委員の憲法の問題を中心とした自衛あるいは防衛、こういう概念は、いわば共同防衛という建前からするならば、幾ら日本だけが自衛あるいは防衛という見解に立つて事を進めていっても、そのことでは終始をしな

い。なるほど憲法の中では交戦権もない、あるいは完全なる武力もない、こうすることをうたっておりますが、日米の連帯責任的な意味合いで日本の防衛体制が進んでいくならば、自動的に自衛、防衛という概念は、實際問題としてもそういうものはぬぐい去られておりますが、理論的にもそういうことが成り立つと思うのです。その点についてはどういうようにお考えでござりますか。

○國務大臣(岸信介君) 今御質問の点は、私二つあるように思うのですが、一つは、日本が持つところの自衛権といふ、また自衛隊の本質に関する問題でありまして、これはあくまでも、先ほど来論議をいたしておりますように、限度があるものである。そうして日本の安全を完全に保障し、安全を維持するのに、それではそういうふうな限度のある一つの力だけであらゆる何に対処できるかどうかという問題に関しては、先ほど永岡委員もいろいろと御質問されましたが、

〔理事永岡光治君退席、委員長着席〕

どういう侵略が行われ、どういう形態において日本の安全が脅かされるかと、いうようなことは、いろいろな面から検討しなければならぬ。それのいかなる場合においても自衛隊だけで対処できるということは、これはだれも言いたれないとと思うのであります。

そういう意味において、しかし、日本が独立国であり、日本の安全を保障してもらつて、国民が平和的に生活を営み、文化の向上や世界の平和に貢献できる形においても他からの不法不當なる侵略が行われないようにするために

は、日本の自衛力だけではこれは十分でなくして、今の安全条約というものができて、日米共同の力によつて日本の安全が保障されるといつて建前になつておると思うのであります。

そこで、現に陸上部隊におきましても、日本の陸上の自衛隊の増強に伴つて、アメリカの陸上の戦力部隊が撤退をいたしておる実例から見ましても、先ほど私が申し上げるように、やはり日本の祖国の防衛については、他から不當に侵略されないとということについては、第一段としてはわれわれの力によつてこの自衛をしていくということを整備をして、そして大きな侵略といふものは、これは私が申し上げるまでもなく、一国だけでとうていできるものじやない。これはそつてに國連のいろいろな活動もあり、國連に対する要望もあり、将来の國連の発達の動向も考えなければならぬのであります。どうしてもそういうふうな集団的なものとしていて保障されてくるということに、私はなつてくるのであらうと思ひます。

こういう意味におきまして、われわれとしては、われわれの力ができるだけの必要最少限度のものは、自衛権の何として防衛力を持つし、またその足らざるところについては、日米安全条約の力によつて何していくか、さらに大いような事態を作つていくことが、根本でなければならぬ。そういう意味において、われわれもあるいは世界の

軍縮の問題や、あるいは核兵器の使用を禁止の問題等についても、十分な努力をして、世界のそういう侵略の起らぬないようにいたしたいということをおあつらへんに思っています。それでこれはいかないと、日本の安全と、いうものはなかなか確保されない、こういうふうに思います。

○森中守義君 今總理がお答えになつたように、総合的に経済や外交や、そういう面からの安全保障というふることは、これはあなたよりもむしろ私どもが望んでいます。それで、今質問の焦点は防衛の問題なんですね。

それで、もう一つ伺いますが、やはり政府の方で、わが国の防衛力をどの程度まで持つていっていいかという検討をされる場合には、こういう平時の場合の法律がどうであるとか、安全保障条約がどうであるとかいう、そういう問題ではないと思う。どこにどういう兵力がある、どういう兵器をもつて襲ってくる、そういう何かの目標を前に置いて、つまり非常事態というのを、そういう瞬間的な事態を想像して、私は、究極的に兵員が幾ら、兵器はどういうものというようなことが考えられていくのが、大体筋道のように思うのです。

それで、今の現行の自衛隊法の八十七条ですか、これによりますと、いわゆる武力の制限をしていない。幾らでもやっていい、この解釈からいければ、自衛隊がその任務を遂行するに必要な兵力を持ち得る、武力を持ち得るといふことを中心にいろいろと防衛計画をお立てになると思っておりまます。それで、われわれとしては、無制

限にいつまでこういう状態が続いていくのか、ここに大きな国民の疑問があると思うのです。昨年も、国会で一万何千名自衛隊がふえております。予算是幸いにして一応頭打ちの状態ではあります、しかし、その半面、兵器あたりは新兵器がどんどん入ってきています。だから、結論的には、無制限に現在の政府の方ではわが国の防衛力を拡大している。そこにすでに自衛の概念、防衛の概念はなくなりつつあるということを私は指摘したい。それですとから、どういうような状態をわが国の防衛の完璧なものだと思っておいでになるのか、それはまたいつごろ完成するのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

さらに、年次計画を実現する上においては、予算の編成や、さらにそのときの情勢を見て、適当な目標は一応国民には明らかにしておる。しかし、その内容については年次的にさらに再検討して、これを予算的にもいろいろな面から検討を加えていかなければならぬ、かのように思つておるわけであります。

そして、これをきめた何に対しても、どういう侵略に対しても、そういうものを考へているのかという相対的な問題については、当然考へなればならぬじゃないかということについては、先ほど永岡委員の御質問にお答えを申し上げましたように、抽象的にはいろいろな場合をわれわれは想定しておるのではありますが、そのいかなる場合においてもこれに応じ得るということは、これはどうてい考へられない。ここにまあ一つの限界を置いて、自衛のために必要な限度、それの具体的なものにつきましてはさらに専門的に調べて、考え方を資料として差し上げる、こういうことにいたしておるわけであります。

のであります。たとえば二十一年の七月の八日に、林平馬議員に対して吉田総理が御答弁になつたところでは、自衛権による交戦権、侵略をする交戦権、この二つを分けることは、多くの場合において戦争を誘発するものであるがゆえに、分けることは有害だつまり交戦権は分けられぬ、こういうことを言っておられます。また佐藤長官も、表裏一体という意見を述べられております。これは第十九国会で、私が、今の九条の二項の前段と後段を分けて、交戦権はすべて自衛のためにあっても持たない、こういうことになれば、戦争は事実によって不可能だ、こうしたことになると思うので、どうも理論の一貫性がないよう思うのですが、いかがでございますか。

○国務大臣(岸信介君) 私どもは、いわゆる交戦権といふものと、自衛のために行動する、いわば自衛行動権と申しますか、自衛のために行動するところの権利といふものは、これは違

う。いわゆる國際法上の交戦権はこれを持たないが、自衛のための行動はできる。すなわち、不正急迫の侵害に対し、これを排除するために実力を行使するということは、これは交戦権といふ概念ではない、こういう解釈に立っております。

○八木幸吉君 このは十九国会における内閣法制局長官の答弁であります

が、交戦権は具体的にいえば、敵國領域で戦争する権利、敵船または中立國

の船舶を臨検し拿捕することのできる権利、侵入し殺傷する権利、敵船または中立國の船員を殺傷する権利などである、こういう答弁がござります。これと同意味の答弁を、佐藤法制

局長官はなされたことがあります。敵國の人が日本に入ってきた場合に、これを殺傷することができないというよ

うな憲法の規定を是認されましたならば、一体、どうして国の防衛を全うすることができますか。この交戦権の禁

止の規定があるがために、たとい、九条の第一項が侵略戦争のみを禁止しておつても、二項後段の交戦権禁止の規定によつて、第九条全体が、自衛、侵

略、両方の戦争を禁止しておるのだというのが、これが多數学者の説であります。でありますから、交戦権は全面的にこれは二項で認めていないものだ

であつても持たない、こういうことにならざるを得ないと思うので、いかがですか。

○政府委員(林修三君) ただいまの点でございますが、これは従来からの私たちの答弁いたしておるところでござ

います。交戦権といふのは、先ほど論理からお答えいたしました通りに、戦

時に際して交戦権が持つ権利。その内容をいたしましては、たとえば占領地

とも、まあ交戦権といふ観念には入る

と思います。しかし、いわゆる自衛行動権といふものは、これとまた別な觀

念でございまして、自衛権に基いて急

速の規定があるがために、たとい、九

条の第一項が侵略戦争のみを禁止しておつても、二項後段の交戦権禁止の規定によつて、第九条全体が、自衛、侵

略、両方の戦争を禁止しておるのだと

いうのが、これが多數学者の説であります。でありますから、交戦権は全面的にこれは二項で認めていないものだ

であつても持たない、こういうことにならざるを得ないと思うので、いかがですか。

○政府委員(林修三君) 全然同じでござります。

○八木幸吉君 私は、全然同じだと思います。でありますから、交戦権は全面的にこれは二項で認めていないものだ

であつても持たない、こういうことにならざるを得ないと思うので、いかがですか。

○政府委員(林修三君) これは、自衛権といふのであります。たとえば、今引

用いたしましたように、外国人を国内において殺傷する権利がない、軍が殺

害する権利がないということを、速記

ではつきりおっしゃつておる。それ

おるとと思うのですが、それが同じだと

いうのは、一体どういうことですか。

○政府委員(林修三君) 交戦権といふ概念の範囲には、そういうものを入り

ます。しかし、自衛行動権に

は否定しておらない、かのように私は考

りますが、その自衛のために必要な措

置といふもの、いわゆる自衛行動権

これは国家の基本的な権利として憲法

基本権として認められているわけであ

りますが、その自衛のために必要な措

置といふもの、いわゆる自衛行動権

は否定しておらない、かのように私は考

えているのでござります。従いまし

て、いわゆる交戦権といふ面とダブル

面が、その自衛の行動権の範囲内には

いわゆる形式の面から見れば、あるか

もしれません。しかし、自衛行動権に

よつてカバーされる範囲のものは当然

認められるものだ、かように考えるわ

けでござります。

○委員長(藤田進君) なあ、ふに落ち

ない点もあるうかと思ひますが、本日

のところは、先ほどお聞きの通りの事

件をとる、その内容として武力行使が

できる、実力の行使ができる、これは

いわば國家の基本権としての自衛権が

認められている以上、当然にその権利

は認められておる。これはいわゆる交

戦権といふものがないということとは

別の問題です。この点は従来から同じ

見方で、国内外に侵略者として入ってきたから

解散になる前にぜひ一つおいでいただ

ります。

○八木幸吉君 まだたくさん残つていま

すから、その際またお尋ねいただ

ります。

○委員長(藤田進君) まだ五時になりましたのでございませんでしたので、

速記は三月一日

付託は二月二十日

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、防衛省職員給与法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月一日)

一、内閣會議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十二日)

一、内閣法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十一日)

一、